

あなたの申告相談日程をご確認ください。

※各地域とも予備日を設けておりますが、混雑が予想されます。
できるだけ下の相談日程で割り当てられている日に相談できるようご協力ください。

《2月》 象潟地域

日	曜日	受付時間および地区		会場
		8:40～11:30	13:00～16:00	
6	水	鳥の海1区	鳥の海2区、鳥屋森	象潟構造改善センター (市役所) 象潟庁舎 東側
7	木	桜ヶ丘、松ヶ丘	34区、上狐森	
8	金	31区、潟見町1区	32区、潟見町2区	
12	火	大谷地、33区	上新町、28・29・30区	
13	水	武道島1区	下新町、武道島2区	
14	木	栄町、向山	上荒屋	
15	金	浜畑、冠石	下荒屋	
18	月	上浜の町	駅前	
19	火	下浜の町、臨海	横町	
20	水	妙見町	荒古屋	
21	木	中橋町(東中橋)	中橋町(西中橋)	
22	金	島、小浜・唐ヶ崎	大町	
25	月	関	立石2区、下浜山、大塩越	
26	火	立石1区	はまなす	
27	水	小砂川1区(1～4組)	小砂川1区(5～6組)、砂山、洗釜	
28	木	小砂川1区(7～11組)	小砂川1区(12～16組)	

《3月》

1	金	小砂川2区(17～26組)	小砂川2区(27～33組)、観音森	象潟構造改善センター (市役所) 象潟庁舎 東側
2	月	大砂川	川袋	
5	火	大須郷(坂ノ下西)	大須郷(茶屋長根)	
6	水	西中ノ沢	小滝(中・上当番)	
7	木	小滝(浜道当番)	小滝(浜道・上浜道当番)、大境	
8	金	横岡(第1・2支部)	横岡(第3・4支部)	
11	月	舟岡、目貫谷地、大森	石名坂、水岡	
12	火	長岡	長岡、大飯郷	
13	水	本郷(1班)	本郷(2班)	
14	木	申告予備日		
15	金	申告予備日		

注) 申告が午前、午後にもわたる場合、地区の班・組・生産班・地域などを()内に表示しています。

《2月》 金浦地域

日	曜日	受付時間および地区		会場
		8:40～11:30	13:00～16:00	
6	水	1町内		市役所 金浦庁舎 2階 第1会議室
7	木	1町内		
8	金	2町内		
12	火	2町内		
13	水	3町内、7町内		
14	木	4町内		
15	金	5町内		
18	月	6町内		
19	火	6町内		
20	水	8町内		
21	木	8町内		
22	金	農業申告(世帯)のみ		
25	月	農業申告(世帯)のみ		
26	火	農業申告(世帯)のみ		
27	水	大竹		
28	木	大竹		

《3月》

1	金	大竹		市役所 金浦庁舎 2階 第1会議室
2	月	黒川		
5	火	黒川		
6	水	飛		
7	木	赤石・高森団地		
8	金	前川		
11	月	前川		
12	火	前川		
13	水	申告予備日		
14	木	申告予備日		
15	金	申告予備日		



〔直接税務署へ申告される方へ〕

確定申告書用紙の第2表に「住民税に関する事項」欄がありますのでこちらの記載も忘れずをお願いします。

※特に16歳未満の扶養親族を年末調整時に申告していながら確定申告書にその記載がありませんと、住民税上の扶養親族とならない場合があります。

《2月》 仁賀保地域

日	曜日	受付時間および地区		会場
		8:40～11:30	13:00～16:00	
6	水	堺	水沢、寺田	小出地区 老人憩いの家 「けやき」
7	木	百目木	立居地	
8	金	三日市、東畑	樋ノ口	
12	火	畑1	畑2・3	
13	水	桂坂	中野	
14	木	伊勢居地1	伊勢居地2	
15	金	馬場		
18	月	小国	上小国	
19	火	院内1・2	院内3・4	
20	水	冬師		
21	木	釜ヶ台	上坂、下坂	釜ヶ台地区 老人憩いの家 「はんの木」
22	金	横根1～6	横根7、さくら、石田	市役所 仁賀保庁舎 3階 大ホール
25	月	杉山、ひまわり	田抓	
26	火	芹田1	芹田2	
27	水	三森1・2	三森3・4	
28	木	三森5、鈴9～12	鈴13～17	

《3月》

1	金	鈴1～4・18	鈴5～8	市役所 仁賀保庁舎 3階 大ホール
4	月	両前寺1～4	両前寺5～6、はまなす	
5	火	琴浦1～5	琴浦6～10	
6	水	琴浦11～16	琴浦17～27	
7	木	室沢1～3	室沢4～7	
8	金	室沢8～11	室沢12～15	
11	月	室沢16～19	室沢20～24	
12	火	長磯、坂ノ下、住吉町、坪貝	松田、上町、にかほハイツ	
13	水	田角森、鳥ノ子淵、塚田、畑ヶ田	清水、駅前、旭町、大正町	
14	木	中町、向山、千代吉町	新地、TDK新町社宅	
15	金	申告予備日		

住宅ローン控除を受ける方は、下記の表1の書類をお持ちください。
※住宅ローン控除は、所得の有無または所得税の有無に関わらず、該当者は確定申告をしてください。次年度以降の手続きが簡単になります。

住宅借入金等特別控除の申告

〔表1〕 住宅借入金等特別控除 提出書類

●家屋に関するもの								No.	書類の名称
⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①		
補助金等、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費を明らかにする書類(⑥の建築士等の増改築工事証明書でも可)	・介護保険の被保険者証(写)：要介護認定または要支援認定を受けている場合(親族を含む) ・住民票(写)：65歳以上の親族と同居している場合(同居する親族について表示されているもの) ・住宅性能評価書の写し(その家屋の取得前2年以内の評価されたもので、構造躯体の倒壊防止に係る耐震等級の評価が等級1、等級2または等級3であるもの) 【増改築等の場合】 ・建築確認証(写)、検査済証(写)もしくは検査機関や建築士等の増改築等工事証明書	・建築確認証(写)、検査済証(写)もしくは検査機関や建築士等の増改築等工事証明書	・耐震基準適合証明書(その家屋の取得前2年以内のその証明のための家屋の調査が終了したもの) ・住宅性能評価書の写し(その家屋の取得前2年以内の評価されたもので、構造躯体の倒壊防止に係る耐震等級の評価が等級1、等級2または等級3であるもの) 【中古家屋が建築後20年(耐火建築物である家屋は25年)を超えている場合】 ・中古家屋が建築後20年(耐火建築物である家屋は25年)を超えている場合	工事請負契約書(写)または建物の売買契約書(写)	家屋の登記全部事項証明書	住民票の写し(平成25年発行のもの)	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	○	新築
—	—	—	—	○	○	○	○	○	中古
—	—	○	—	○	○	○	○	○	増改築等
○	○	○	—	○	○	○	○	○	特定増改築等

※認定長期優良住宅の特例を受ける場合には、認定通知書も必要

●敷地に関するもの
(敷地の購入に関する借入金がある場合のみ添付が必要となります。なお、敷地のみに関する借入金がある場合には、敷地の購入に関する借入金の年末残高証明書の添付も必要となります)

⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	No.	
中古の場合で債務の承継に関する契約書(写)	建築条件がわかる書類(⑩でも可)	類(③でも可)	家屋に抵当権が設定されていることがわかる書類	売買契約書(写)または敷地の分譲に関する契約書(写)	敷地の登記全部事項証明書	書類の名称
○	—	—	○	○	○	家屋と敷地を一括で購入(中古を含む)
—	—	○	○	○	○	新築の日前2年以内に購入
—	○	—	○	○	○	新築の日前一定期間内に建築条件付きで購入
—	—	○	○	○	○	特定増改築等取得